

○加悦生産物販売施設条例

平成18年3月1日

条例第172号

改正 平成18年6月23日条例第251号

(設置)

第1条 与謝野町等で生産される生産物等の販売を通して消費者との交流を図るとともに、生産者の所得向上と地域振興に資するため、生産物販売施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生産物販売施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 加悦生産物販売施設
- (2) 位置 与謝野町字滝98番地

(管理)

第3条 加悦生産物販売施設（以下「販売施設」という。）は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

(行為の制限)

第4条 販売施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用する等、施設に危険を及ぼす行為をすること。
- (2) 喫煙場所以外で喫煙すること。
- (3) 危険物又は動物を持ち込むこと。
- (4) 施設を損傷するおそれのある行為をすること。

(業務)

第5条 販売施設は、次の業務を行う。

- (1) 生産物等の展示及び販売に関すること。
- (2) 消費者との交流及び情報の発信に関すること。
- (3) 町内観光施設等の案内に関すること。
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理)

第6条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するものに販売施設の管理に関する業務のうち次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 販売施設の維持管理に関する業務

- (2) 前条に規定する業務
  - (3) その他町長が必要と認める業務
- (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日条例第251号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の加悦生産物販売施設条例の規定に基づき行われた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。